

岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、創業者等の負担軽減と市内産業の発展及び振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において事業を行う者
- (2) 融資を受けた者
- (3) 市税の滞納がない者

2 前項に掲げる補助対象者のうち次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 融資を受けた後1年以内に同一資金で再度融資を受けた者
- (2) 第10条に規定する返還金の滞納がある者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当初12月分の利子の額とし、月額1万円を上限とする。

2 前項により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の決定等)

第5条 市長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定した者については、岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交

付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交付請求書（様式第3）により、市長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（申請事項変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、市長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（補助金の返還）

第10条 前条第2項又は繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなった時はその補助金を市に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。